

平成 20 年度第 1 回東京都食品安全情報評価委員会

議事録

日時：平成 20 年 6 月 9 日（月）

会場：都庁第一本庁舎 42 階特別会議室 B

開 会

午前 10 時 00 分

金谷食品医薬品情報担当副参事 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより平成 20 年度第 1 回東京都食品安全情報評価委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、私、健康安全部食品医薬品情報担当副参事・金谷が進行させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、福祉保健局健康安全部長の桜山より、ご挨拶申し上げます。

桜山健康安全部長 皆さん、おはようございます。福祉保健局で健康安全部長をしております桜山と申します。平成 20 年度第 1 回都食品安全情報評価委員会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙中のところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本委員会は東京都食品安全条例に基づいて、知事の附属機関として設置された委員会でございます。前委員の任期の満了に伴いまして、この 5 月 1 日に新たに委員の方々を委嘱させていただきました。前の委員会より引き続き多くの方々に快く委員をお引き受けいただきました。また、新たに公募委員を 2 人お迎えできましたことに、改めてお礼申し上げます。

さて、食品の大消費地であります東京都におきましては、食の安全確保は大きな行政の課題でございます。食品安全に関する施策を総合的に推進する東京都食品安全推進計画や、年度ごとの課題を踏まえた食品衛生監視指導計画に基づいた対応に加え、昨年度発生しましたように、輸入食品の問題等ございまして、輸入食品に関する緊急対策や大規模食中毒への対応策を適宜行ってまいりました。

また、今年の 1 月になりますけれども、輸入冷凍ギョーザによります食中毒の事件を 1 つのきっかけといたしまして、4 月 30 日には東京都消費生活対策審議会より「食品の原料・原産地表示のあり方について」の答申をいただいたところでございます。

食の安全対策の推進のためには、事業者、消費者、行政等の関係者が、食品の安全に関する正しい情報を共有することが大切でございます。この食品安全情報評価委員会は、食の安全に関する幅広い情報の収集・分析・評価を行い、都に報告していただくという非常に重要な役割を担っていただいております。

最近では平成19年3月になりますが、調理従事者を介したノロウイルスによる食中毒の情報に関するご報告をいただき、また7月には植物性自然毒についてご検討いただきました。これらの検討結果をもとに、都ではポスターやパンフレットを作成し、都民への普及啓発を充実してまいったところでございます。

本日は今年度第1回目の委員会でございますので、委員長の選出、各専門委員会の委員を指名していただきます。そのほか、事務局から幾つかのご報告を予定しております。

委員の皆様におかれましては、専門的な立場や消費者としての視点からご検討いただきたいと存じております。今後とも都の食品安全行政の推進にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、私からのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

金谷食品医薬品情報担当副参事　今回は、部長からご挨拶申し上げましたように、委員の任期満了に伴いまして、新たに委員の皆様には委嘱の手続をさせていただいたところでございます。本来であれば、委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところではございますけれども、本日は委員の皆様の机の上に置かせていただきましたので、ご了承いただきたいと思います。皆様の任期は平成20年5月1日から平成22年4月30日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、私のほうから委員の皆様のご紹介をさせていただきます。次第の次のページに委員の皆様の名簿がございますので、こちらの順番に私のほうからご紹介させていただきます。恐れ入りますけれども、その場でご起立をお願いいたします。

まず、消費生活アドバイザー、碧海委員でございます。

大妻女子大学、池上委員でございます。

麻布大学から伊藤委員でございます。

東京大学から牛島委員でございます。

(独)国立健康・栄養研究所の梅垣委員でございます。

(財)食品医薬品安全センター秦野研究所から大沢委員でございます。

国立医薬品食品衛生研究所から春日委員でございます。

慶應義塾大学から吉川委員でございます。

首都大学東京法科大学院の木村委員でございます。

(社)日本食品衛生協会から小久保委員でございます。

公募委員の佐原委員でございます。

(財)食品薬品安全センター秦野研究所の代田委員でございます。

公募委員の田中委員でございます。

慶應義塾大学の中村委員でございます。

学校法人服部学園理事長の服部委員でございます。

食生活ジャーナリストの村上委員でございます。

佐原委員と田中委員は、今回から新たに委員をお願いしております。

それから河村委員につきましては、本日、所用によりましてご欠席との連絡をいただいております。

食品安全情報評価委員会規則によりまして、本委員会の開催には過半数の委員の出席を必要とすることとなっておりますが、本日は17名中16名の委員に出席いただいておりますので、委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、こちら第1回でございますので、事務局の職員を紹介申し上げます。名簿を1枚めくっていただきまして、裏側のほうに事務局名簿がございますので、こちらの順番に私のほうから紹介させていただきます。

福祉保健局の桜山健康安全部長でございます。

奥澤食品医薬品安全担当部長でございます。

松浦健康安全課長でございます。

食品監視課から中村食品監視課長の代理で栗田課長補佐でございます。

古屋薬事監視課長でございます。

山下食品危機管理担当副参事でございます。

野口健康危機管理推進担当副参事でございます。

健康安全研究センターから矢野微生物部長でございます。

阿保微生物副参事研究員でございます。本日は都合により欠席させていただきます。

鎌田食品化学部長でございます。

大石食品化学部副参事研究員でございます。

小縣環境保健部長でございます。

古田広域監視部食品監視指導課長でございます。

市場衛生検査所の小川検査課長でございます。

芝浦食肉衛生検査所の安藤検査課長でございます。

産業労働局農林水産部の大川食料安全室長でございます。

以上、事務局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第にまた戻っていただきまして、議事となります。本日、第1回目でございますので、まず委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。こちら、食品安全情報評価委員会規則第3条によりまして、委員長等は委員の皆様の互選によってされておりまけれども、皆様、いかがでございましょうか。

梅垣委員 伊藤先生に委員長をお願いして、それから副委員長は委員長一任でいいのではないかなと思います。

金谷食品医薬品情報担当副参事 今、梅垣委員から伊藤武委員を委員長に、それから副委員長は委員長に一任をするというご発言がございましたけれども、皆様いかがでございましょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

金谷食品医薬品情報担当副参事 それでは、皆様ご了解いただいたということで、伊藤委員に当委員会の委員長をお願いしたいと思います。それから、副委員長は委員長に一任ということですので、伊藤委員長から副委員長をご指名いただければと思います。

伊藤委員長 皆様、おはようございます。副委員長は私のほうからというお話でございますので。副委員長、2名でございます。1名を碧海西葵委員、もう1名を牛島廣治委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

金谷食品医薬品情報担当副参事 それでは、伊藤委員長、そして碧海副委員長、牛島副委員長には、あちらのほうにお席がございますので、移動をお願いしたいと思います。

(伊藤委員長、碧海副委員長、牛島副委員長 委員長席、副委員長席に移動)

金谷食品医薬品情報担当副参事 よろしいでしょうか。それでは、以後の進行につきましては伊藤委員長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

伊藤委員長 それでは、本当に大役ではございますけれども、この2年間、委員長として務めさせていただきます。

この安全情報委員会、今年で5年目だろうと思いますが、ちょうど3期目に当たると思います。この間、いろいろな情報を提供したり、あるいは個別の問題につきましては、水銀の問題、あるいはカンピロバクターの問題、健康食品、あるいはノロウイルス等々、専門委員会を設けながら、いろいろな新しい情報を提供してまいりました。東京都としては

非常に重要な役割を担っているだろうと考えております。

委員の先生方、あるいは事務局、本当に一体となりまして、この事業をさらに推進、発展、継続していきたいと考えておりますので、どうか皆様、よろしく願いいたします。

それでは、この委員会ですが、運営に関する規定に基づきまして、本日お配りされております資料あるいは内容につきましては、原則公開ということになります。それでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

伊藤委員長 では、今回は公開ということで進めさせていただきます。

それでは、2の議事に入る前に、今回、第1回の委員会でもありますので、本委員会や各種の専門委員会がございますが、事務局のほうから説明をお願いいたします。

金谷食品医薬品情報担当副参事 それでは、評価委員会、各種の専門委員会につきまして、条例や規定などもあわせて概要を説明させていただきます。ただ、多くの委員の皆様は継続をお願いしているところがございます。こちらのほうは既にご承知かと思えます。また、新たな委員のお二方につきましても、事前に別途ご案内させていただいたところがございますので、こちらの要点の確認のみとさせていただければと思えます。

皆様、お手元の資料の5ページをごらんください。こちら、東京都食品安全条例の抜粋でございます。

6ページをごらんください。第二十七条に東京都食品安全情報評価委員会に関する定めがございます。こちらに情報評価委員会の調査に関することですか、そして評価委員会の委員の任期、定数等に関すること、そしてまた専門委員会を置くことができるという定めがございます。

恐れ入りますが、1枚戻っていただきまして、5ページを改めてごらんください。東京都食品安全条例の一部を抜粋したものでございます。第二十一条では知事の安全性調査に関する場合がございますが、こちらの5項で、あらかじめ第二十七条第1項に規定する東京都食品安全情報評価委員会の意見を聞くものとするという定めがございます。

また、めくっていただきまして、7ページをごらんください。評価委員会の規則がございます。こちらに、より具体的な内容の定めがございます。趣旨、専門委員、それから委員長、副委員長、こちらに委員長等を互選によって選んでいただくという規定がございます。それから専門委員会につきましても、こちらに具体的な定めがございます。

また、めくっていただきまして、9ページをごらんください。さらに具体的な運営等に

ついて、こちらの評価委員会で検討していただきまして決定したものでございます。第2の専門委員会のところでは調査勧告専門委員会を常設とするとあります。そのほかに選定された課題に対する個別の専門委員会を置くということがございます。

第3では会議等の公開ということで、原則としてこちらの会議及び資料等につきまして公開をするということになっておりますが、(1)(2)等にございますように、内容によりましては会議を非公開とすることもできると規定されております。

10ページをごらんください。東京都情報公開条例で会議等の公開等についての定めがございます。

12ページをごらんください。これは平成17年に情報選定専門委員会を設置した際に、こちらの運営等について定めたものでございます。こちらにも構成等、委員長、副委員長、そして委員長の指名する委員、専門委員をもって組織をするということございまして、第3に情報の選定、報告等に関して規定されております。

13ページをごらんください。もう一つ、「健康食品」による健康被害事例専門委員会の設置、これは19年3月に設置しております。こちらでも健康被害事例の専門委員会に関する設置、それから分析及び評価の対象となる健康食品の範囲など所掌事項等の規定がございます。

以上が、条例、規則その他の規定でございます。

15ページをごらんください。資料1でございます。食品安全情報評価委員会の運営方法でございますが、さらにめくっていただきまして、17ページをごらんください。こちらで情報の選定、情報選定専門委員会での選択、そして評価委員会でご検討いただくという、これまで皆さんに既にお願しております委員会の運営の流れを図にしたものでございます。

資料の左にございますが、事務局では、東京都の保健所とか衛生検査所、健康安全研究センター等における現場に密着した情報等、国の食品安全委員会や厚生労働省が発信しております情報、それから情報評価委員会の委員の皆様から提供していただいた情報を、内部の会議である安全情報連絡調整会議を活用しながら収集しております。収集した情報を、資料中央にございます情報選定専門委員会でご検討いただきまして、整理、絞り込み等をしていただきます。情報選定専門委員会では、情報を本委員会で評価すべきか、都民に情報提供する必要があるかという視点等から見ていただきます。そして、この親会でありませ評価委員会で具体的な検討をしていただき、また、必要に応じて個別課題に対する専門

委員会を設置し詳しく検討していただきます。評価委員会、専門委員会での検討内容をあわせて知事に報告をしていただくということになります。東京都では、評価委員会でご検討いただいた内容をもとに、普及啓発などさまざまな活用をさせていただいているところでございます。

1枚めくっていただきまして、18ページでございますが、こちらは情報の選定基準や安全情報の取扱いについて、もう少し具体的に図示したものでございます。情報選定専門委員会では特に評価委員会の皆様からの情報も広くいただいております。実際にご提供いただくことにつきましては、また別途ご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変簡単で、本当の概略だけではございますけれども、以上でございます。

伊藤委員長 ただいま、事務局のほうからご説明をいただきましたけれども、何か質問はございますでしょうか。新しく委員になられました佐原委員、あるいは田中委員、よろしいですか。もう、皆さん、ずっと引き続き委員をされておりますので、特に質問はよろしいでしょうか。

それでは、議事の2に移りたいと思います。「各種専門委員会委員の選出」ということですが、これも先ほどご説明がありました、委員長がそれぞれ指名するということになっております。その委員の構成につきまして、まず事務局のほうからご説明いただけますか。

金谷食品医薬品情報担当副参事 この各種専門委員会の選出につきましては、本日、調査勧告専門委員会、情報選定専門委員会、「健康食品」による健康被害事例専門委員会の委員を指名していただくことになっております。

まず、調査勧告専門委員会につきましては、本委員会の委員長、それから副委員長が中心となった運営がふさわしいと存じます。また、本委員会の委員の中から、そのほかに理化学分野、微生物学の分野の専門家の方の委員の参加が必要と考えております。それから、それぞれの課題によりまして、都度、専門の参考人に意見を伺うという運営も考えられます。

それから情報選定専門委員会につきましては、先ほどありました運営の規定によりまして、本委員会の委員長、副委員長に参加いただくことになっております。そのほかに、本委員会の中から同じく理化学分野と微生物学分野の専門家の方の委員の方の参加が必要と考えております。それから都民への情報提供のあり方という観点から、公募委員の方の

参加も必要かと考えております。また、それぞれ課題によりましては、専門の参考人の方にご意見を伺うという運営も考えられます。

最後ですけれども、3つ目、「健康食品」による健康被害事例専門委員会の委員の構成につきましては、まず本委員会から健康食品に関しまして専門的な知見等をお持ちの方に、ぜひご参加いただきたいと思います。それから外部からの専門委員会の参加といたしましては、健康食品の特性に鑑みまして、食品機能学ですとか、疫学、中毒などの専門分野からの参加をいただければと思っております。

それから健康食品との関連が疑われる健康被害情報の収集を、東京都は東京都医師会、東京都薬剤師会と連携して行っておりますので、この両会からの参加というのもぜひお願いしたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますけれども、委員の構成につきましてご説明させていただきました。

伊藤委員長 ただいま、3つの委員会の委員の構成につきましての考え方をご説明いただきました。何かこの件に関しまして、委員の方から、よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから専門委員会の委員としてお願いする方々を申し上げます。先ほどの考え方に従いまして、調査勧告専門委員会、4名の委員をお願いしたいと思っております。先ほどお話がありましたように、委員長の私のほかに副委員長の碧海西葵委員、それから牛島廣治委員、それと梅垣敬三委員ということで、4名をお願いしたいと思っております。

それと非常に大事な委員ですが、情報選定専門委員。これは5名の委員の方をお願いしたいと思います。委員長のほか副委員長ということでございますので、碧海西葵委員、牛島廣治委員、それから河村葉子委員、それと公募の田中尚子委員という形で、5名をお願いしたいと思います。

それから3つ目の委員会ですが、昨年度から出ました「健康食品」による健康被害事例専門委員会の委員でございます。こちらのほうは19年度から引き続きまして変更はございません。7名の委員の方をお願いしたいと思います。きょう、こちらのほうにご出席しております池上幸江委員、梅垣敬三委員、そのほか江本秀斗委員、内藤裕史委員、浜野弘昭委員、原博委員、廣畑俊成委員、この7名で昨年度と同じでございます。これらの委員の方々にお願いしたいと思いますが、ご了解いただけますか。

(「はい」の声あり)

伊藤委員長 どうもありがとうございます。今回は第1回ということで、委員の選定等が中心になっております。

それでは、その次の議題でございます。「その他」ということになっておりますが、何か議題はありますか。

金谷食品医薬品情報担当副参事 事務局からは特にございません。

伊藤委員長 皆さんのほうで疑問の点等はよろしいですか。

特にないようでしたら、その次、3ということで、報告事項がございます。

まず初め、1の「食品安全に関するFAQ（よくある質問とその回答集）の作成について」ということですが、これは前回からいろいろと討議されている点でございますが、事務局のほうからご説明をお願いします。

佐藤食品監視課食品安全担当係長 食品監視課食品安全担当の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、事前に委員の皆様には回答集ということで資料をお送りしておりましたが、準備が途中段階の点もあり、目次もなく、また見づらかった点がありましたことをお詫びいたします。

本日、お手元にお配りしているものは、事前にお送りしたFAQに加えまして、報告書と作成ガイドということでお付けした青いファイルです。こちらをご参照いただければと思います。

これまで、この情報評価委員会の場で、調査の途中の段階においてご報告申し上げ、ご意見をいただいておりますけれども、このたび委託調査の結果がまとまりましたので、そのご報告と、今後の取り組みについてご説明させていただきたいと思っております。繰り返しになりますけれども、この資料の調査報告書の2ページをごらんいただいて、調査の概要と調査方法について改めて簡単にご説明したいと思っております。

2ページに調査のコンセプトということが右上に書いてございますけれども、これまでご存じのように東京都は食品に関するさまざまな情報を発信したり、都民フォーラムを通じ、消費者との意見交換に取り組んでまいりました。しかし、窓口にお問い合わせをしたり、フォーラムに参加する方は、こういった情報を入手することが可能ですが、そのほかマスメディアですとか、商品パッケージをもとに情報を入手している多くの消費者が、一体どういう疑問を抱いているかというのが、まだ行政として十分に把握できておりませんでした。そこで、このような方の疑問を把握するために、インターネットアンケートです

とか、一般的な消費者の食品安全に関する疑問を収集し、それに関して行政が答えていくということで、今回の調査を開始いたしました。

調査方法につきましては、インターネットアンケートとグループインタビューという手法を用いました。16ページの下に今回の調査に当たってのアンケートとインタビューの組み合わせということで、第1回インタビュー、アンケート、第2回インタビューという構成をお示ししております。

まず、第1回インタビューということで、これは少人数の5、6名の都民の方に集まっていたいただき、食品安全に関して自由にご発言をいただいて、その中で関心事項の抽出ですとか、なぜそれを疑問に思ったかということ、ある程度時間をかけて調査をいたしました。その結果をもとにインターネットアンケートを実施しまして、疑問を整理、分解、また、回答の作成にはどのようなことを心がけたらよいかを仮説を立てた上で、第2回インタビューとして、グループインタビューを2グループ実施して確認をしております。

インターネットアンケートにつきましては、資料6ページにその概要を書いております。今回は1,000サンプル、1,000人の方を対象に1月10日から1月13日にかけて実施しました。有効回答数967ですが、こちらは20代から50代の一般都民の方を対象にしまして、東京都の人口構成と同じ比率で調査を行いました。これらの構成とは別に、食品に関して独自の視点から疑問を持ったり、また疑問解消のニーズが強い可能性がある層の掘り起こしに取り組むべきではないかと考え、この967サンプル以外に3歳以下の子どもを持つ女性109サンプルを追加して実施しました。

あと、インターネットを利用できる環境にある方は、やはり年齢からいって限りがある一方で、60代、70代の方も非常に食品に関しては興味をお持ちになっているということがございますので、こちらに書いてございませんが、このほかに60代、70代の方11名を対象に別途ヒアリングを行いまして、食品に関する調査を実施しております。

アンケートは、資料の85ページの次に青い色紙以降のページにある内容で、問1から問30まで実施しています。まず、背景についてお聞きし、さらにはどんな疑問を持っているかということ、自由回答で書いていただきました。また、そう思った理由についても自由回答ということで、自由に書いていただくような形になります。

アンケート結果は6ページから14ページまでに概要が書いてあります。9ページに関心や疑問の対象ということで、ちょっとグラフが小さくて見づらいかもかもしれませんが、載せております。「非常に関心を持っている」「少し関心を持っている」の集計が一番高いも

のは、残留農薬に関することでした。また、調査の時期が、非常に偽装表示の問題がマスコミで取り上げられたということもございまして、順番としては農薬偽装表示、食品添加物、食中毒に関心や疑問を持っていることがわかりました。

選択式の問についてはこのような回答結果となりましたが、自由記述で記載されたものにつきましては、キーワード等を使ったデータマイニング手法を用いて整理した質問を73ページに示しております。こちらがアンケートによる収集した質問一覧ということで、104問、77ページまでざっと書いてございます。この104問のうち、同じ内容ですとか、統合できる質問もございましたので、整理しました。また、アンケートとは別に東京都の窓口寄せられた素朴な疑問・質問もございましたので、それらを合わせ今回、FAQということで50問の質問を作成しました。質問の一覧は資料78ページから83ページまで掲載してあります。

今回、アンケート調査では、小さい子どもを持つ母親、高齢者等を対象に別途実施しましたが、特に疑問の質について、皆さんご心配になっていることは、大体そんなに大きな違いがありませんでした。つまり、小さい子どもを持つ方は非常に強い関心を持っていらっしゃるようですが、その内容については同じ結果になっております。これはやはり報道ですとかマスコミから情報を得ているからなのかなと考察をしております。

このインターネットアンケートと前後しまして、先ほどもご説明しましたとおり、6名程度のグループを対象としたフォーカスグループインタビューを実施しましたが、その結果の概要につきましては、こちらの21ページから58ページにまとめてございます。ちょっとこの時間ですべてご紹介することは難しいのですが、こちらにまとめてございますので、ご参照していただければと思います。

今回は全部で3グループ実施し、うち2グループを小さい子どもを持つ30代の主婦を対象としました。残りの1グループは、こちら小さい子どもを持っていらっしゃる働く男性の方を対象といたしました。

今回のインターネットアンケートのあとに行ったフォーカスグループインタビューでは、実際にこちらのほうで試行的なQ&Aをつくりまして、「これについてどう思いますか」ですとか「この表はわかりやすいですか」とか、そういったことにもご意見をいただきまして、回答をどのように作成していけばいいかということを目的に調査を行っております。

インタビュー結果のまとめについては、59ページ以降に記載してございます。これも行政が回答文を作成するときどのように取り組んでいけばいいかということ、インタ

ビュー調査の結果から項目別に充てております。黒い四角で出したものが配慮事項ということで、1つ1つ挙げております。例えば重要な量は数値であらわすですとか、4つ目の下に「うまく情報の整理された表の提示は効果的」とあります。当たり前といえば当たり前ですけども、知っている情報はすべて出したいという思いが行政としてあります。しかし、やはりわかりやすい形にやっついていかないと、かえって混乱を生じたり不安が増すということが今回の調査でわかりました。

また、60ページの真ん中あたりに「時間的な推移、トレンドを示すこと」とあります。これは、過去はこうで今はどうなっているのかということもあると、非常に理解が進むということです。あとは実例を示したり、対策を挙げたり、罰則が法的にどうなのかといったことを具体的に書くと理解が進むということが、グループインタビュー調査で明らかになっております。

こういったことを配慮しまして、先ほど挙げました50問について回答を作成いたしました。回答作成方法については、この青いファイルのオレンジの見出しがついていますFAQ作成ガイドの16ページにまとめてあります。抽出した質問とその回答をわかりやすくお示すためにはどうすればいいかということで、16ページの7.2に「Qの構造化による検討」とあります。今回は質問をそれぞれアンケートによって抽出しましたが、質問は質問者の置かれた状況による場合もありますし、それが普遍的に一般的に関する背景的な疑問から構成されているものもございまして、こうしたことをはっきりわかりやすくするために、表3にありますように、質問を、質問原文、主文、補助文に分解する作業を行いました。

例えば17ページに質問原文、ブロッコリーの質問がありますけれども、これの背景にあるのは質問の主文に示した内容で、さらにこの質問の主文の背景にあるものがこの補助文で示した内容で、このような疑問があるからこうした質問をしているのではないかということもあわせて、これらすべて答えることでわかりやすいQ&Aになるということで、質問を構造化して、それに伴う回答も作成することにいたしました。

イメージとしては19ページに「Aの作成」として記載してございます。まず、質問の主文がメインにあり、それに付随する補助文をサブの質問として挙げております。回答については、まずわかりやすい回答、質問主文に対する回答をお答えし、下線部以下に、細かい字になりますが、補助文に対しての回答を挙げていくというような形でやっております。

こちらもグループインタビューにおいて、たくさん文字が書いてあるのはなかなか頭に入っていないという意見がございましたので、まず質問に対する答えを明確に記載し、補足情報については、下線部以下をさらに読み込むですとか、最後に「参照先URLなどの紹介」を掲載してありますので、さらに知りたい方はこのFAQを入り口として調べていただきたいと思いますということで、こういう形式の回答をつくっております。

資料の青いファイルのうち、青い見出しのついております「FAQ」に、今回、委託会社から提案を受けた50問を掲載しております。若干体裁を整え、問題の順番が異なる部分はございますが、事前にお送りしたものと内容に大きな違いはありません。本日お示したものは、今の段階での委託会社からの提案ということで、今後この形をたたき台として、東京都で回答を作成して、今年度末を目途にホームページにアップをしていく予定です。また、できたものから順次上げていきたいと思っております。

作成に当たりまして、前回の評価委員会で村上委員からも、作成したものを都民の方に見ていただくことも非常に重要だというご指摘をいただきましたので、5月末日に、食品安全調査隊として活動いただいている公募都民の方に、数問ピックアップしまして、ご意見をちょうだいしたところです。また、本日も、この場をお借りして、情報評価委員会の委員の皆様からご意見、ご指摘をいただきたいと思っております。

以上です。

伊藤委員長 どうもありがとうございます。かなり莫大な資料なので、いろいろお話を伺って、すぐ理解できるのも難しいところがあったかと思えます。

ちょっと確認したいのですが、各委員のほうに送られましたのがございますね。東京都で最終的にこれをネットで情報を公開するときは、ここに書かれているようなこのままの文章ではなくて、もう一度東京都で、行政側でもう一回練り直した上で行う、ということによろしいでしょうか。このままではないということですね。

佐藤食品監視課食品安全担当係長 そうです。

伊藤委員長 わかりました。特にこれはどういうふうな形で調査したかというところがかなり大きく書かれていますし、これは一部以前にもご報告いただきましたが、かなりまとまってできております。皆さん委員のほうからいろいろあると思いますが、ご意見をよろしくお願いたします。

碧海副委員長 このご意見を伺うのに、どのくらい時間を取ってよろしいのですか。

金谷食品医薬品情報担当副参事 あと30分弱ぐらいいただければと思いますが。

伊藤委員長 これはこの場だけでは終わらないだろうと思いますが、まだこの次の委員会でも討議する時間はありますか。

金谷食品医薬品情報担当副参事 次の委員会では特には今のところ予定しておりませんので、本日と、場合によってはまた後ほど、これはお持ちいただけますので、改めてまたご意見を事務局まで寄せていただくというのでもいいかと思えます。

伊藤委員長 非常にこれは大事なところなので、ちょっと時間をかけて、それぞれの委員の方からご意見をいただいたほうが、よりいいものができるだろうと思っております。

服部委員 事前に送っていただきましたので、簡単に拝見しました。

それで幾つかありますが、10ページと14ページに、下のほうに「輸入食品の監視状況」というのがありまして、185万件、平成18年で輸入食品の実績がおありになるのですね。このうち、11%に当たる20万3,000件を検査していますと書いてあるわけですが、14ページを見ますと、真ん中辺に「輸入食品の検査実績」というのがありまして、平成18年度は185万件、ここは合っていますが、そのうちの約7万8,000件の検査を実施していますと。20万件と7万件の違いがあります。これはどういう違いなのでしょうかとということをお聞きしたかったのが1つ。

あと、後ろのほうですが、60ページ、生レバーや鶏わさなどを見かけますが、食べて問題ないでしょうかとありますが、先日、NHKの「ためしてガッテン」だと思いましたが、これはすごく影響力があるなと思っております。ほかの民放かもしれません、僕もうちにビデオを撮ってあるので確認しますが、豚肉はやわらかく食べる方法としては半生で食べなさいというものです。

我々は授業その他で豚肉はしっかり焼くという方向で学んで、またそれを実践してきましたが、こんなにきれいになって飼われている豚肉は汚染されていないと、はっきりと公言されたのですね。それって、先生方はどう考えられているのか。そんなことまで言ってしまっているのかということもちょっと感じたものですから、その辺もこれに絡み合わせまして、どうしたらいいのか、対策がありましたら。それは正しいと言ってくださるなら正しいで結構ですが、お知らせいただきたいなと。

以上でございます。

伊藤委員長 服部委員のほうから数値の整合性ができていないのではないかということと、豚肉の問題ですね。事務局のほう、どういうふう考えられていますか。

佐藤食品監視課食品安全担当係長 数値につきましては、ご指摘ありがとうございます。

まだ準備が途中の段階なので、20万3,000件が正しい数かと思いますが、検査の種類が、検査命令ですとかモニタリング検査等さまざまありまして、その算出を誤ったかと思えます。こちらについては確認いたします。ご指摘ありがとうございます。

金谷食品医薬品情報担当副参事 服部委員から、今、豚肉の生に近いような形でというようなお話がございましたけれども、そういうのも今後またいろいろこの会議の中で検討していただければいいのではないかと思いますので、事務局側としてもいろいろと情報収集に努めたいと思っております。

伊藤委員長 ありがとうございます。豚肉に関してはもう少し検討を進めていきたいというようなお話ですが、マスクミ等でもいろんな情報が出てきているところがあるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そのほか、皆さん、いろんなご意見があるかと思えますが、いかがでしょうか。

碧海副委員長 幾つか質問があるのですが、この50問を実際にインターネット上に出すときには、これでは1番から50番までの番号になっていますが、実際にはどういう検索をされるのかなど。例えば輸入食品の安全性というようなキーワードで検索すると、幾つかのQ&Aが出てくるというような形で検索されるのか。つまり、検索がどういう形でされるのかというのが1つ。

それから、これは意見ですが、私は基本的にこの50問を全部拝見しまして、質問がこういうふうに整理された質問になったほうがいいのか、もっと具体的な……。一見瑣末な質問のようであっても……。今のご説明では、スタートの質問ですね。それをもうちょっと整理した質問にされているわけですが、Q&Aというのは本当にそういう整理された質問にしたほうがいいのかという疑問があります。つまり、スタートはもっと素朴な質問で、回答の中で整理されていくという形のほうが、もしかするといいのかなという気がしています。これは意見です。

それからもう一つ、この50問全部拝見して、とてもこれでは回答を読まないなど。こういう文章ですとたくさん書かれている形の回答というのは、これはちょっと読まないなという気がします。ですから、せめて同じ内容であっても、もっと小見出しでまとめるとか、あるいは箇条書きにするとか、何かその回答の工夫は相当必要だなというのが意見です。

ほかにもいろいろ気になったことはあるのですが、一番重要な点はQをこういうふうに整理すべきなのか。しかも、この50問を見てみると、整理されたといいながら、実は非

常に大ざっぱな質問になっている部分があるのですね。それがちょっと気になりましたので。その辺のことは、むしろほかの委員のご意見を伺いたいと私は思いますが。

伊藤委員長 今ご指摘の意見がございましたけれども。

小久保委員 私もこれが非常に気になった点です。ウェブでは非常に見にくいということで、コピーをしましたら、80何ページが次から次へ出てきましてね。目次がついていないということで、何だかわからないということで。

私も「現場で役立つ食品微生物Q & A」という本を編集させていただいたことがありますが、Qの設定というのは非常に難しいですね。それを見る方が何について聞きたいのか。例えば農薬について聞きたいとか、輸入食品について聞きたいとか、そこら辺のまとめ方というのか、目次といたしますか、そういうのをちゃんとしておかないと、恐らく見ないと思うのですね。私は細かい中身はまだほとんど見ていません。ただ、構成がどうなのかなというので、そこら辺のところを今日確認して、その次の段階を考えてみようと思ったのですが、Q & Aというのは今流行ですからいいのですが、構成というのは非常に難しいと思うのですね。私は編集したときに出版社の方に手伝っていただきましたが、出版社の方が非常にその辺のところに気を遣って構成を心がけてくださったということで、その辺のところをちゃんとやってから中身を考えるというふうにしたほうがいいのではないかと思います。

伊藤委員長 ありがとうございます。

佐原委員、あるいは田中委員さん、いかがですか。消費者の目から見て。QあるいはAのほうですね。何かご意見ございませんでしょうか。

佐原委員 普通、食に限らず、一般的に検索するときに、例えばグーグルなどでキーワードを入れて検索すると思うのですね。ですから、先ほどからいろんなご意見が出ておりますけれども、このまとめ方で本当に消費者が検索しやすいのかどうか、ちょっと疑問には感じます。

田中委員 皆様と同じような意見になってしまうのですが、やはり検索するときに、まず輸入食品なら輸入食品で見たいのに、これだけ50の質問を最初から見て、どこに輸入食品に関するものがあるかなと全部探すのは、途中で多分いやになってしまうと思いますので、しっかりとした目次なり検索しやすい形で、こうしたサイトをつくったほうがよろしいと思います。

伊藤委員長 キーワードの問題がかなり指摘されています。それから初めに碧海委員の

ほうからありましたけれども、余りにもまとめられすぎていると。私も非常に感じましたが、例えばQ 4 8ですね。「牛乳や乳製品は体によくないのですか」と、こういうQを出されると、ええっ、何でこんな栄養のあるものがこんな質問になるのかなと思って、その下を見ると、ああ、こういうことかなというのがある程度わかるような気もするのです。それは「牛乳や乳製品にはどんな成分が含まれていますか」と、こういう質問であれば、ああ、そうだったのかというのがわかりますが、やはりこのQのほうも、もう少し消費者がわかりやすいような、あるいは疑問に思っているようなところをどういうふうにしてまとめていくか、これはまとめが非常に難しいと思いますが、余りにも碧海委員の言うように、まとめすぎて中身がよくわからないというところがあるような気もいたします。

あと、どうですか、皆さん。ご意見のほうは。

牛島副委員長 Q & Aのことではなくてアンケートのことですが、ちょっと個人情報の問題もあるかもしれませんが、全体的に何歳ぐらいの人がどうであって、どんなところの方が回答しているとか、そういったのは個人情報でない限りでは少し取っておいたほうが、バックグラウンドとして解釈するのにいいのではないかなと思ったりしているのですが。

それから豚肉のことについては、たしかNHKだと僕はと思いますが、出ていまして、私もこれでいいのかなとちょっと疑問を持って聞いておりました。

もう一つ、いいでしょうか。牛乳の件についても、新聞か何かでダイレクトに体によくないかどうかというような、そんな質問か何か出ていたので、それを真似てつくられたのではないかと思っているのですが、やはり少し唐突に近いことかなという気もいたします。

中村食品監視課長（栗田代理） 実はQ & AとかFAQをつくるに当たって、行政も過去に何回もいろんな方法でやってきたのですが、皆さんどういふQをお持ちなのか、よくわからない。我々はかなり専門的な相談や質問にはお答えできるのですが、もう少し消費者の方は素朴な疑問をたくさんお持ちだというようなのは、感覚としてはわかっているのですが、それが具体的につかみきれいいなかった部分はたくさんございます。

今回、民間の調査機関に、まずそのQをどういうふうにしてとらえたらいいかということを含めて調査をお願いしたわけですが、出てきたQについて、調査会社だけではなくて、我々も一緒にいろんな作業をしていく中で、結果として今の段階ではこういうQの形になっているのですが、これが本当にいいのかどうかというのは検証がまだされていないのですね。ですから、そういう意味ではこれからQについても考えていかなければいけません

し、Aについてもこれでいいということは全然なくて、ですから、とりあえずどこかの段階でそれなりのものをまず出して、またさまざまな意見をいただいて、どんどんよくしていくような形でこれをつくっていかうとは考えています。

それから碧海委員のおっしゃっていた検索方法、それから目次の問題もありますけれども、検索については恐らくキーワード検索だとか文章による検索とか、いろいろ手法はございますけれども、コンピュータ上でできる一番いい検索方法を探っていきたいと思いませんし、それから回答の中でハイパーリンクを結んで、どんどんそれなりの必要な情報に飛べるような形で、わかりやすい形ができるのではないかと考えております。それから目次についても、わかりやすく引きやすい目次をとということで考えております。

ですから、今の段階で全くなりに未完成な状況で調査会社から報告という形でいただきましたけれども、これが実際にいつ出せるのかというのが約束はまだできないのですけれども、よりよいご意見をいただきながら、とにかく少しでもいいものにした上で出していこうと、今のところそういうふうに考えております。ですので、本当にいろんなご意見をいただければ助かると思っております。

佐藤食品監視課食品安全担当係長 あと、牛島委員からのご指摘にありましたアンケートの結果については、年代別、背景も含めまして、情報はいただいておりますので、解析をすることはできます。

碧海副委員長 栗田さんからのお返事というか、ご発言で、今リンクの話が出ましたが、私はやはりインターネットを使うというのは、リンクを有効に使うということだと思いますね。例えばQ1を見て、アンサーのところ、例えばモニタリング検査というのが出てきたり、下のほうに抜き取り検査というのがあったりします。これを読んでいると、例えば「モニタリング検査」という言葉が出てきた瞬間に、私なんか、モニタリング検査って何だ？と、すぐ知りたいわけですね。だから、アンサーの中でこれを太字にしてリンクにすると、それからどんどん別の情報に飛べるというのが、やはりインターネットだと思いますね。有効な使い方だと。

今回は資料としてURLが出ているのはとてもいいと思うのです。詳細を知りたい人はそっちのページへ飛べばいいわけで、これはぜひやっていただきたいと思いますが、もう一つはアンサーの中にある用語自体から飛ぶというやり方をしていけば、どんどん広がるわけですね。複数の質問から同じところへ飛べばいいわけで、どのページを見てもそこへ飛べるということですから、そういう手法をぜひ工夫していただきたいと思えます。

伊藤委員長 このFAQは消費者をまず一番の対象と考えられていると思うのですね。だから、専門的なQ&Aはいろいろなところで出ているので、それではない一味違ったものを、ぜひ東京都としてはつくっていただきたいというのが私のお願いです。

そのほか。中村委員、いかがですか。

中村委員 やはり整理されたQ&Aでは、消費者に対しては不親切だと思います。先ほど、伊藤委員長がおっしゃいました牛乳、乳製品のQ48では、むしろ、「牛乳や乳製品が体によくないと本に書いてあったけれども、本当ですか」という質問にするとか、生の豚肉の件も、テレビで「生の豚肉は安全だと言っていたけれども、本当ですか」というように、消費者が実際の生活の中で持っている疑問を、そのままQにしたほうが分かり易いのではないのでしょうか。アンサーの部分も、碧海委員がおっしゃったように、インターネットのメリットを生かして、詳しく知りたい人はリンクによって次々と掘り下げていけるようにしておけば、消費者の「知りたさ」のレベルを考慮した構成になる、と私は思います。

伊藤委員長 ありがとうございます。

池上委員、ご意見何かございませんか。

池上委員 先生方からもご指摘がありましたので。私としては同様の意見ですが、余り文字が多いというのは見るとき抵抗感があるだろうというお話でしたから、今出ているQとA、この部分だけで1つのページをつくっておいて、詳細を知りたい人は、クリックすると次の細かい文章のところに行き、またさらにそのあと、それぞれいろんな出先機関とかコメントの張れるところへ飛んでいくというふうに、ホームページの作り方を何段階かに分けておくという、そういうやり方をすると、もうちょっとなじみやすく、要求レベルに応じた利用のされ方があるのではないかというふうにちょっと思いました。

もう一つは、このページで例えばQを受けつけることができるのかというところを……。見て、それで消費者の人がさらなる質問を持ったときに、もうちょっと気楽に質問を受けつけられるような、そういう場所をつくっておけば……。それは簡単に答えにくいところがあるかもしれませんが、答えられそうなところは追加して答えていくというようなことをしていくことによって、双方向の関係といいましょうか、利用の仕方ができはしないかなと思いました。

伊藤委員長 ありがとうございます。

梅垣委員、いかがですか。

梅垣委員 池上先生がおっしゃったのと同じですけども、例えばQが48としたら、

太字で書いてあるところだけ先ず表示させるとわかりやすいし、受け入れられやすいと思います。「概要」のようなページを作成し、それを見た後で必要なら、さらに「詳細」というのを押して見るというような形にすれば、わかりやすいと思います。実際、私どもがつくっている健康食品のページも「概要」を押して、さらに詳しく見たい人は「詳細表示」というのを押すという設計にしています。これは多分コンピュータとかの専門の人でなければ、なかなかわからないと思います。そういう人に相談されたらいいと思います。

それからQのところですけども、質問するというのはいろんなパターンがありますから、なかなか難しいと思います。例えばQがいろいろあって、それに対するAもあるわけですから、組み合わせをうまく考えられれば、今のQ & Aでいろんな対応ができると思います。

伊藤委員長 先生のところ、健康食品に関してすごい情報を出されていますよね。あれはどこか頼まれたのですか。あるいは職員のほうでつくられて？

梅垣委員 あれはソフト上の設計は外部に頼んでいたのですが、もともとはこちらで予備的なものをつくって、それで検討して外部に委託しています。でも、今同じようなページがありますから。大体行政の人がやると、かたくなってしまいうのですね。

伊藤委員長 そうですね。

梅垣委員 私のところもよく言われるのですけれど、おたくのページを開いたら、すぐ閉じちゃうと言われていますが、そういうところもコンピュータの専門の人に相談されれば、うまいやり方があると思います。もう少しやわらかくできると思います。

伊藤委員長 事務局のほうも研究所のほうにお尋ねして、いろいろご意見を伺うというのも1つだろうと思います。

大沢委員、いかがですか。

大沢委員 大体皆さんから出ている意見と同じですが、50問のQを並列のままですと大変利用しにくい。ですから、問いをグループ化するなり、並べ方の工夫というのが必要だと思います。例えば調査の段階で84ページにFAQの状況というのを分類していますね。こういうような分類項目を中間的に置くとか、あるいは先ほど来意見がありますように、できるだけ多いキーワード、そういうものを挙げておき、それから検索できるようにしておくといいと思います。

ただ、あくまでもこれはコンピュータを使える人が対象ですので、余りそういうものを使い慣れていない方、そういう人たちにはどのようにFAQをうまくフィードバックして

いくのか、その辺の問題もあるかと思えます。その辺のところをひとつお考えいただければと思います。

それからあと、参考のところにはリンクが上がっていますが、これも同じくコンピュータを使える方にとっては、それからある程度の知識を持っている方にとっては大変有効だと思いますけれども、こういうものを使い慣れていない方を考慮すると、ホームページのサイトなどは結構変わってしまいますので、変わらないようなデータベースも上げておくといいのではないかなと思いました。

伊藤委員長 続きまして、春日委員。

春日委員 私のところでも専門家や行政に携わる方を対象に情報を出すことが多いので、先ほど栗田さんがおっしゃった以上に、今回拝見したこのQについては、私たちがイメージしているQよりもはるかにわかりやすいという印象を実は受けたのです。でも、皆さんが感じられるのは、これでも全然わかりやすすくないというご批判が多かったので、これだけ私たちも意識を変えなくてはいけないのだなということを自省した次第です。

強いて工夫できるとすれば、先ほど中村委員がおっしゃったように、質問を補助文のほうに落とし込んでしまっている文を、もう少し主文のほうに上げていただいて、疑問を感じるきっかけになったことも含めて主文に入れていただけると、もう少しわかりやすいかなと思いました。

それから答え方のほうでは、もう少しイラストを多用されてはいかがかと思えます。説明の内容を理解していただいて、それをイラストにうまく書けるという、そういう特技を持っていらっしゃる方が世の中にはいらっしゃいますので、ぜひそういう方にお手伝いいただくといいかなと思えます。

それから調査報告書の84ページの表6.3-3にきれいに整理されていますけれども、キーワードとして選ばれた分類の中の質問項目の多さが、当調査とほかの調査とで随分違って見えます。私、ちょっと説明を十分理解できなくて、どうやってこのキーワードを選んだかということをも十分理解できていないのですが、今回は明らかに輸入食品に非常に重点が置かれていて、今までかなり話題に上っていたBSEや鳥インフルエンザなどが全くないということが特徴的かと思えます。これは今の時点での消費者の関心を反映させているものかもしれないですけれども、そういうふうはその時点その時点でトレンドを反映しているものであるとすれば、また定期的に項目自体を見直していただくことが必要かと思えます。

今のところ感じたことは以上です。

伊藤委員長 ありがとうございます。

吉川委員、いかがでしょうか。

吉川委員 先生方が言われたこととほとんど同じですが、でも、これ、全部直すのは大変だと思うのです。どこから直していいのかちょっとわからないですけど、基本的には質問とAの部分、太字で書かれているところだけにされたらどうかなとは思いました。

あと、発問にちょっと問題があるかなと思っているのですけれども、Q7の「わからないこと自体が不安です」というようなことを消費者が言うかどうか。その場の発言では言うかもしれないけれども、こういう質問の仕方をするのでしょうかという思い込みの発問は余りよろしくない、相手を何か規定しているようでよろしくないなと思いました。

それからQ6とQ2の回答が、別の話をしているからいいと思いますが、これはお金がかかるからできないと言いながら、Q6ではお金をかけていないからといって安全性を軽視しているわけではないと言っているの、別の話かもしれないけれども、両方読むと不一致な感じがしますので、そこは統一されたらいいかなと思いました。基本的に質問文を短くするというのと、Aの点線から下はなしにするというような、規制ではありませんが、規則をつくってから回答をつくったほうが簡単にできるのではないかと思いました。

伊藤委員長 点線というのは、この下の小さなところですね。

吉川委員 もう、これは読まないと思います。

伊藤委員長 ちょっとこれは内容的に高度すぎると思うし、それから小さいから、もう、やめたということになってしまうだろうと思います。ここら辺はかなり工夫が要るだろうと思います。

木村委員、いかがですか。

木村委員 私もほぼ同じことになってしまうかもしれないですが、1つ気になったのは、作成ガイドですか、その16、17ページを見ますと、恐らく先生方が今指摘されたことが書かれているというか、あえて抽象化した質問にするというのが、恐らくここの分析結果なのですね。それが否定されてしまったというと、かなり根本的なところで否定されてしまったという気がしますけれども、先ほど春日先生でしょうか、Qの下に中黒で具体的なことが書かれていて、それをもうちょっと上に上げたらいかがでしょうかというふうにおっしゃっていましたが、そのような工夫をすれば、これ自体はかなりよくできているのではないかという気がします。たしかに、かなり厳しいご意見もありましたが、抽象化せ

ざるを得ないようなQが恐らくいっぱいあるので、仕方がないので、できるだけ最大公約数で項目を上を拾い上げ、それではちょっとわかりにくいといけないので、具体的には中黒で詳しく説明するというようになっているのだと思います。その意図は非常によくわかるので、これ自体をもう少し何らかの形で、今の先生方のご意見を受けて工夫する、字の大きさを変えるとか、そういうことで随分違ってくるのかなと思いました。

それと、ほかの先生も指摘されていましたが、Qのこの順番は健康食品が冒頭にあって、恐らく分類ごとに並んでいるのだと思いますが、それぞれに「健康食品」等の小見出しなどを付けていくだけで見易さが全然違ってくると思います。1から50まで、ただ並んでいるのではないと思いますので、その見出し付けをしていただくだけでも随分違うという気はいたします。

ですので、これはかなりの費用をかけてなされた調査だと思いますが、それを根本から引っくり返す必要は必ずしもなくて、字の大きさとか、それこそ検索の仕方とか見出し付け方とかの工夫で、見栄えは随分違ってくるのかなという気がいたしました。

代田委員 私もほかの先生方と同じように、ご覧になった方が、すぐに自分が必要とした質問の答えにたどり着くということも大切じゃないかと思います。それからもともと素朴な質問という発想でこれがスタートされていますので、素朴な質問の場合、自分が本当は何を知りたかったのかということがあいまいで質問されるケースも多いと思います。そういう方のために、先ほどの点線の下部分を上げるか上げないかというところが、かなり皆さんのご議論になっていると思うのですが、その部分に関して、例えばあなたはどんなことを知りたいのですかというような、こちらからのクエスチョンをもう一度差し上げて、こういうことを知りたい方はこちらに、全般的なことを詳しく知りたい方はこういうことをというような振り分けをされると、少し質問者の質問の意図がクリアになってくるのではないかなと、そんなふうに感じました。

村上委員 そもそもFAQは非常に難しいものだと思います。つまり、よくある質問と見えますけれども、質問者のほうの質問の仕方には実は大変なバラエティがあって、読む人は、これはどうも自分としっかりこないということになってしまうと思います。その中からなるべく普遍性のあるQを選ぶという、このQの中身の表現が非常に難しい。しかし、それをあえてどれか1つ選んでおくというのですから、これはとても難しい仕事をなさっているのだと思います。

入り方ですけれども、目次の整理とか、キーワードを入れればすぐにたどり着けるよう

な仕組みとか、さらに詳しいことはどうするかという、つくり方自体に工夫があれば十分に生かされる可能性もあるのではないかと思います。

それから点線の下を読んでみますと、確かに正論ではありますけれども、もうちょっと実感的な、消費者の気持ちに近づけて、どうしてこの疑問を持ったのか、その疑問を持つに至った具体的な例をなるべく入れる。身近な問題、実際に起こって、そして消費者が疑問を抱くことになった実例をもっと入れたらどうでしょうか。

もう1つ、Qをどういうふうにもっと更新していくのか、これからどんどん増やしていくおつもりなのか。それから増やすのではなく入れかえるのであれば、新しく入れたものにニューのマークをつけるといった、項目の新陳代謝についても今から計画しておおきになったらどうかと思います。

伊藤委員長 どうもいろいろありがとうございました。

ちょっと時間も限られているので、皆さんからいろいろ意見をいただきました。これはまだまだ出来上がっているということではないので、こうした意見を踏まえながら、もう一度いろいろと検討していただきたい。これは本当に素朴な質問、消費者からの質問、その視点から集められるというのは非常によろしいと思いますね。多くは専門家のところでつくったQ & Aがほとんどだろうと思うのですが、そういう意味では消費者からのアンケートやインタビュー等々で得てきたものからまとめられているところは非常に特徴があるので、ぜひそこら辺を生かしていただきたいと思います。

何か事務局からございますか。

金谷食品医薬品情報担当副参事 委員の皆様、大変貴重なご意見、ありがとうございました。委員長からのお話にもありましたように、まだまだ未完成の段階で提示させていただきましたので、こちらを今後また都として出していくに当たりまして、ぜひ今いただいた意見をできるだけいろいろと参考にさせていただきながら、さまざまな工夫をしていきたいと思います。ありがとうございました。

伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の(2)として「パンフレット『身近にある有毒植物』について」というので、お手元に届いておりますが、これについてご説明をお願いできますか。

大貫食品医薬品情報係長 食品医薬品情報係の大貫でございます。では、資料3、「身近にある有毒植物」のパンフレットについてご説明いたします。

このパンフレットは昨年度第1回の評価委員会での「植物性自然毒による食中毒」のテ

ーマについてのご討議の結果、そして第2回の評価委員会で原稿を見ていただきましたものを踏まえて完成させたものでございます。

特徴としましては写真を多く盛り込みまして、余り植物について知識が深くない人でもわかりやすいものにしたということです。バイケイソウのような野草、スイセンやチョウセンアサガオのような園芸植物、またジャガイモ、ギンナンのような、通常、家庭で食べる食材でも、食し方を誤ると食中毒の原因になるものがあるということについて記載いたしました。また、パンフレット自体としては左上のところに穴があいておりまして、ひもを通してさげておけるというような工夫もしております。

野草による食中毒は春と秋が多いということですので、3月末に完成しましたものを、4月早々には配布いたしました。今年度になりまして、多摩地区をはじめとして、各地でバイケイソウやスイセンなど、有毒植物による食中毒事例が発生しておりますので、時宜を得たものであったと考えております。

配布先につきましては、都内の保健所、それから消費者センターといった都の事業所関係に合わせて約7,000部、都内のJA(農協)に約9,000部、そしてビジターセンターと都立公園に合わせて2,000部を配布いたしました。総計で約1万8,000部程度になります。ビジターセンターと申しますのは、国立公園や国定公園などにある自然情報の提供や公園の利用案内を行っている施設のこととして、植物に興味のある方が多く訪れる場所と考えております。

おかげさまで好評をいただいております。都民からの問い合わせも多く、保健所などには追加の配布も行っております。東京都のホームページにも従来どおりPDFで公開しておりますので、そこで見いただくことも可能となっております。

以上です。ありがとうございました。

伊藤委員長 どうもありがとうございました。

ご報告いただきましたけれども、何かご質問や意見がございますか。あるいは感想とか。非常にいい写真が、わかりやすい写真が出ているし、今でも報道で何度かこういう事件が起きておりますので、これを十分に活用していただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

碧海副委員長 非常に参考になります。

伊藤委員長 非常に参考になるというご意見でございます。どうもありがとうございました。

ちょっと時間が迫ってしまっていて、申しわけございません。

「その他」がございそうですが、事務局のほうで何かございしますか。

金谷食品医薬品情報担当副参事 特にございません。

伊藤委員長 では、今回予定されました議事は、これですべて終了いたしましたので、進行をまた事務局のほうにお返しいたします。

金谷食品医薬品情報担当副参事 長時間にわたりまして、さまざまなご検討、またご意見をお寄せいただきまして、ありがとうございました。

では、今後の予定をご説明させていただきます。

まず、次回の本委員会、現在調整中でございますけれども、7月23日を予定しておりますが、またこちら正式にご案内させていただきます。

その本委員会の開催に先立ちまして、情報選定専門委員会を6月26日に開催させていただきます。委員の皆様にはまた改めてご案内を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の評価委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

午前11時32分